

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題(目的に対する現状など)	30年度決 算額[千 円]	元年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②令和2年度に取組む改革・改善内容	2年度予算 額[千円]
1	一般	10	4	1	123芸術・文化の振興	文化財保管スペース整備事業	文化・スポーツ課	○	○	①文化財資料を保存し、適切に管理し、あわせて国民共有の財産として広く公開・活用するための準備スペースとして、土地・建物を取得し、文化財保管スペースとして整備を行う。 ②飽和状態であった文化財保管スペースを取得することができた。	0	42,242	1終了	①目的であった文化財保管スペースを取得できたため、事業は終了となった。 ②事業終了のため特になし。	0
2	一般	10	4	1	123芸術・文化の振興	文化財保護に要する経費	文化・スポーツ課	○		①文化財の指定・指定文化財の管理・埋蔵文化財発掘調査に係わる業務を行う。 ②埋蔵文化財保護事業は現状保存を目指しているが、開発を伴うため発掘調査等による記録保存を行うことが多い。文化財を未来に伝えていくための保護業務が必要である。	3,895	6,762	6精査・検証	①埋蔵文化財保護事業は行政の責務であり、各種開発が本市でも行われていることから、継続して実施する必要がある。 ②市指定文化財、登録有形文化財、その他市内の保存すべき文化財について、所有者と連携しながら適切な管理を行う。埋蔵文化財に関しては、窓口対応から発掘調査の実施まで、迅速かつ遺漏のないように対応していく。	5,241
3	一般	10	4	1	123芸術・文化の振興	文化振興に要する経費	文化・スポーツ課	○		①芸術文化事業(市民文化祭、美術展覧会、芸術鑑賞教室等)を実施する。 ②若い世代をはじめとした多くの市民が参加できる機会や、来場するきっかけを作っていくことが課題となる。	1,876	1,965	6精査・検証	①芸術文化活動への参加機会及び鑑賞機会の提供は地域の芸術・文化意識の向上に必要であるため。 ②芸術文化事業を引き続き実施し、市民に芸術文化活動への参加機会や芸術文化にふれる機会を提供する。	2,220
4	一般	10	4	1	123芸術・文化の振興	民間開発による埋蔵文化財発掘調査に要する経費	文化・スポーツ課	○		①本調査が必要と判断した事業地の取扱いについて、事業者と協議を行い、事業者の負担により本調査を実施する。 ②遺跡の現状保存を目指すのが、協議の結果、現状保存が困難となった場合、発掘調査による記録保存を実施する。	2,097	0	6精査・検証	①民間開発に伴う事業者の費用負担による遺跡の記録保存に対応する業務のため、実施に備える必要がある。 ②外因的な要素に起因するが、案件が発生した際の迅速な対応。全額負担が困難な零細業者への県補助の活用。	2,899
5	一般	10	4	1	123芸術・文化の振興	埋蔵文化財緊急調査事業	文化・スポーツ課	○	○	①平成28年度に本調査を実施した一本松遺跡の出土資料を整理、分析し、発掘調査報告書を刊行する。 ②分類・接合が終了した遺物の復元作業、出土資料の図化作業、写真撮影等を行い、報告書作成のための図版、原稿作成を行う。	3,912	5,864	6精査・検証	①整理作業の進捗によって、遺物の復元、図化の委託、図版作成、原稿執筆作業を実施する必要があるため。 ②分類・接合作業の進んだ出土遺物の復元作業を実施し、状態の良い資料の図化作業、写真撮影、図版作成、原稿執筆を行い、発掘調査報告書を刊行する。	4,368

6	一般	10	4	1	123芸術・文化の振興	国史跡下総小金中野牧跡保存整備事業	文化・スポーツ課	○	○	<p>①国史跡下総小金中野牧跡の維持管理、周知普及および保存管理を実施する。</p> <p>②史跡の更なる周知を目指して、事業展開をしていく。史跡指定によって保護されているが、捕込を適切に保存していくために、財政状況を見極めた上で、史跡整備の検討が必要である。</p>	2,477	5,728	7拡充	<p>①史跡地を保存活用し、周知普及事業の実施や、清掃管理を行い、史跡に対する市民意識の醸成を図ることが必要となるため。</p> <p>②引き続き国史跡を定期的に巡視し、適正な管理を行う。周知普及イベントにおける参加者の増加を図ると共に、幅広い年代に史跡へ興味を持ってもらえるようイベントの内容を工夫する。</p>	2,980
7	一般	10	4	3	123芸術・文化の振興	きらりホール管理運営に要する経費	文化・スポーツ課	○		<p>①きらりホールの管理運営を行う。</p> <p>②きらりホール主催事業での来場者数の増加を図る。</p>	44,050	46,344	1終了	<p>①指定管理者制度を導入に伴い、予算が0円となるため「終了」となるが、来場者数を増加させるために、きらりホール主催事業の内容、実施時期、PR方法等見直ししていく必要があることから、令和2年度以降は「指定管理料」を計上している事務事業(「きらり鎌ヶ谷市民会館の管理運営に要する経費」)で評価・検討を行う。</p> <p>②引き続ききらりホール主催事業の内容やPR方法の見直し、指定管理者への指導が必要となるため、令和2年度以降は、「指定管理料」を計上している事務事業(「きらり鎌ヶ谷市民会館の管理運営に要する経費」)で評価・検討を行う。</p>	0
8	一般	10	4	3	123芸術・文化の振興	きらり鎌ヶ谷市民会館の管理運営に要する経費	文化・スポーツ課	○		<p>①市民会館内の併設施設である、きらりホール、中央公民館、多文化共生推進センター、男女共同参画推進センター、市民活動推進センターの管理運営を行う。</p> <p>②令和2年度より、きらりホール及び中央公民館に指定管理者制度を導入することから、市民会館内の連携強化を図り、適切な管理運営を行う。また、きらりホール主催事業での来場者の増加を図る。</p>	115,509	118,442	7拡充	<p>①指定管理者制度の導入により、民間業者のノウハウを活用した更なるサービス向上を図るため。</p> <p>②市民会館の適切な管理運営を行う。指定管理者制度の導入により、民間業者のノウハウを活用した更なるサービス向上を図るため、指定管理者への適切な指導を行い、きらりホール主催事業の内容やPR方法の見直しを行う。</p>	205,852
9	一般	10	4	6	123芸術・文化の振興	郷土資料館の管理運営に要する経費	文化・スポーツ課	○		<p>①郷土の歴史・民俗等に係る資料を収集・調査・研究・整理するとともに資料展示及び各種講座、教室等を開催する。</p> <p>②収集した資料の整理作業を進め、その周知機会である展示や講座等の事業で活用し、多くの方々に興味を持ってもらう。</p>	9,497	12,534	6精査・検証	<p>①ふるさと意識の醸成をはかるために、資料の収集・整理の推進と、展示や講座等の事業に、まず興味を持ってもらうための工夫が必要のため。</p> <p>②資料の収集・整理・保管の環境を整え、資料活用により、地域の歴史に興味を持つ利用者の増加につなげる。</p>	12,059